

ビジネスサポートなかの 2

FEBRUARY 2015



経営者シリーズ トップかく語りき

合同会社徳長建設
代表

佐藤 博行氏

Hiroyuki Sato



合同会社徳長建設
長野市南高田2353
TEL 026-213-6155
FAX 026-213-6251
設立 平成20年5月
資本金 10万円
業種 一級建築請負

難しいのは、木との会話と刃物づくり。

「毎朝親方を迎えに行き、現場へ。夜は親方とお施主さんなどを回り、帰るのは夜中。日曜日はノミやカンナの研ぎ。仕事は“見て覚えろ”で、自分で本を買って勉強もしました。給料は月3万でした」

徳長建設代表の佐藤博行さん(47)が建築の世界に飛び込んだのは20歳の時だ。高校卒業後、内装業、水道設備業などのアルバイトから住宅そのものに興味を持ち、宮大工でもあった高齢の親方を探し出す。そして弟子入りを直談判。翌日から3年間修業を続けた。

「親方には相当鍛えられました。良いことを教わったと今でも思うのは、建物全体の大きさから柱一本の大きさが決まるということ。つまり一尺の神社を建てるとすると、そこから柱の大きさ、梁の大きさ、部

材の大きさが決まるんです」

2年半後、親方から初めて一軒すべてを任される。それが親方からのお墨付きとなり、半年後に独立。以来、柱一本から最後の仕上げまで家一軒すべてに関わる大工の知識、技能・技術を活かし、「徳長建設」の屋号で大工ならではの家づくりを手がけてきた。もっとも近年、ハウスメーカーによる住宅施工が増える中、元請けとして家づくりを手がける機会にはなかなか恵まれないのが実情だ。

一方で、「耐震補強」の現場で経験や知識を生かす機会が増えているという。「耐震補強は在来工法の技術が基本。どんな材種の部材をどの位の大きさで使うべきかは、培ってきた大工としての知識が大きくものを言う」と佐藤さん。経験上、

設計士の図面通りでは耐震性を保てない場合、設計変更を提案することも珍しくない。「今も大工の仕事はかなり重要。そういう点では、昔を知る大工の弟子になって良かったと思います」。

佐藤さんはいつか大工の学校をつくりたいという夢を持つ。一番教えたこと、あるいは大工として一番難しいと思うことは何だろう。

「木との会話と道具(刃物)づくりです。どう使うと長持ちするんだ、どっちにねじれるんだとつねに木に問いかける。そして、研ぎものです」

材木を見極め、寸分の狂いも迷いもなく仕上げた素材を組み上げ、家というかたちに創り上げていく大工の仕事。「好きですね」と、佐藤さんは少しはにかんだように笑った。

回 覧

CONTENTS

FEBRUARY 2015

2

表紙写真

経営者シリーズ

合同会社徳長建設 代表

佐藤 博行 氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

著作権について(11)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記(番外編②)

5

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

平成27年度より3年間、日本年金機構と国税庁
が連携した厚生年金加入指導が集中実施へ

6

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW

第47回 純資産の会計処理について

7

ゴルフトホホ日記

Business Information

Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

2月の予定

1 日	16 月
2 月	17 火
3 火	18 水 更北部会 特別研修会
4 水	19 木
5 木	20 金
3月決算法人説明会 小川部会・中条部会合同 経営実務研修会 須坂部会新入会員歓迎会	21 土
6 金	22 日
7 土	23 月
8 日	24 火
9 月	25 水 経営相談室(法律相談)
10 火	26 木
11 水	27 金
12 木	28 土
13 金	企業対抗ボウリング大会
14 土	
15 日	

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない方
継続的に社員研修ができるシステムが
ほしい方etcにぜひご覧いただきたい

視聴無料

インターネットセミナー

(長野法人会HPトップページの下段に
バナー(見出し画像)があります。)



常時200タイトルのセミナーが視聴可能!!

今月のオススメプログラムはこれ!

ID: hj0901
パスワード: 0011

簿記の基礎が9割わかる動画セミナー
(第1回~4回)

講師 石川 和男 氏

合格率ナンバーワン簿記講師
税理士、建設会社役員

〈第1回〉
簿記のキソの基礎

〈第2回〉
財政状態を明らかにする

〈第3回〉
簿記上の取引と仕訳、総勘定元帳

〈第4回〉
試算表で一覧表にする方法



講師略歴/30代で1日30分の日商
簿記3級の勉強をはじめ、日商簿
記2級、建築業経理事務士1級、
宅地建物取引業主主任者試験と
難易度を上げながら合格。2つの
仕事を続けながら3年間休止して
いた税理士試験に再度挑戦し、
足掛け10年で合格した。

長野法人会HP新コーナー 2月16日公開予定!

俺の私の不撓不屈 第6回 有限会社Bee's 代表取締役 松井 理恵 氏

生活習慣病予防健診、各種ドック検診
受診のオススメ

法人会では、4つの健診事業を用意しています。

本健診・検診制度については、直接医療機関に申し込む
より廉価で受診できることが特長です。事務局への問い合わせ
も多く、受診者数は次のとおりです。(平成26年4月~12月末)

生活習慣病予防健診 252名

MRI人間ドック 74名

PET/CTがん検診 35名

脳ドック検診 23名

受診の結果、「病気が早期発見できた」という声も聞か
れますので、自身の健康維持のために受診されることをお
勧めします。詳細は折込チラシ、法人会HPをご覧ください。
か、事務局へお問い合わせください。

3月の予定

1日	16日
2日	17日 火 東部部会 落語寄席
3日 火 女性部視察研修	18日 水 4月決算法人説明会
4日 水	19日 木 理事会
5日 木 青年部例会	20日 金
6日 金	21日 土
7日 土	22日 日
8日 日	23日 月
9日 月	24日 火 新設法人説明会
10日 火	25日 水 経営相談室(法律相談)
11日 水 経営相談室(法律相談) 戸隠部会 落語寄席	26日 木
12日 木	27日 金
13日 金	28日 土
14日 土 安茂里部会 落語寄席	29日 日
15日 日	30日 月
	31日 火

経営相談室

経営上のトラブルや困ったことがあったときは、経営相談室をご利用ください。内容により、法律相談、労務相談、税務相談に区分され、それぞれ弁護士、社会保険労務士、税理士が相談員として対応します。本年度は延べ50件の相談事例があり、相談に訪れた会員は問題解決の糸口をつかんでいます。例年2月から3月にかけては相談件数が多いので、ご利用の場合はお早めにお申し込み願います。詳しくは折込チラシをご覧ください。

法律相談

第2第4水曜日
10:00~12:00

労務相談・税務相談

相談員と相談者の
日程を調整

会場は法人会会議室、時間は原則として一相談30分間

決算説明会

3月決算法人対象

開催日時

2月5日(木)

10:00~11:30 13:30~15:00

会場

長野市若里市民文化ホール
1F ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の
説明会にご出席願います(資料請求も可)。
駐車場に限りがございます。なるべく公共
交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場 ※4月決算法人対象

3月18日(水)

10:00~11:30

ホクト文化ホール

法人会
経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日に開催
税務相談と労務相談は、相談申し込み
の都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

日時

法律相談

2月10日(火)
25日(水)

10:00~12:00

会場

長野法人会会議室
長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相談員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費用

会員=無料 会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の
申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX
(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 倉崎 哲矢
倉崎・小林法律事務所



著作権について(11)

会員の皆様こんにちは。弁護士の倉崎でございます。

今回は、公開美術著作物の利用に関し、他人の著作物の使用が許される場合について、事例を通じて検討していきたいと思っております。

事案は、ある画家（原告）が、ある市の都心部の循環バス路線を走る市営バスの車体に絵画を描いたところ、ある出版社（被告）が、その絵画が車体に描かれたバスの写真を掲載した書籍を出版、販売したというもので、書籍において画家（原告）の作品を掲載した出版社（被告）の行為が、画家（原告）の有する著作権を侵害するのではないかという点などが争いとなりました。

画家（原告）は、自分が描いた本件絵画について著作権を有しておりますので、他人がこの絵画を利用するためには、画家（原告）の許諾を得なければならないのが原則です。

しかしながら、例えば美術の著作物の原作品が、不特定多数の者が自由に見ることができるような屋外の場所に恒常的に設置された場合、仮に、当該著作物の利用に対して著作権に基づく権利主張を何らの制限なく認めることになると、一般人の行動の自由を過度に抑制することになって好ましくありませんし、このような場合には、一般人による自由利用を許すのが社会的慣行に合致していると考えられますし、さらに、多くは著作者の意思にも沿うと解して差し支えないと考えられます。

このような観点から著作権法は、「美術の著作物でその原作品が…屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、…いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と定めております（同法第46条）。

仮に本件絵画についてこの条文が適用されれば、出版社（被告）の行為は適法なものとなりますので、この点が裁判でも検討されましたが、裁判所は、本件絵画が描かれたバスが市営バスとして一般公衆に開放されている屋外の場所である公道を運行していること、他の一般の市営バスと全く同様に継続的に運行されていることなどを根拠として、46条所定の「屋外の場所に恒常的に設置」の要件を充足すると判断しました。

また、46条は、「屋外の場所に恒常的に設置」の要件を充足していたとしても、「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合」は、例外的に利用者を保護しない旨定めておりますので（同条4号）、この点も検討されましたが、裁判所は出版社（被告）が出版、販売した書籍は、幼児向けに、写真を用いて、町を走る各種自動車を解説する目的で作られた書籍であることなどを根拠として、出版社（被告）の行為は「専ら」美術の著作物の販売を目的とする行為には該当しないと判断しました（東京地裁平成13年7月25日判決、バス車体絵画事件）。



今月の売れ筋10冊

2014.12/1～12/31
平安堂長野店 提供

- 1 嫌われる勇氣 ■岸見一郎／著 ダイアモンド社 1,500円
- 2 21世紀の資本 ■トマ・ピケティ／著 みすず書房 5,500円
- 3 コミック版 ザ・ゴール ■エリヤフ・ゴールドラット／著 ダイアモンド社 1,200円
- 4 強い会社はなぜ、この習慣を大切にしているのか？ ■矢島茂人／著 あさ出版 1,500円
- 5 統計学が最強の学問である 実践編 ■西内啓／著 ダイアモンド社 1,900円
- 6 会社はムダが9割 ■山口智朗／著 あさ出版 1,500円
- 7 なぜ一流の男の腹は出ていないのか？ ■小林一行／著 かんき出版 1,200円
- 8 図解 頭がいい人はなぜ方眼ノートを使うのか？ ■高橋政史／著 かんき出版 1,000円
- 9 決定版 朝一番の掃除で、あなたの会社が儲かる！ ■小山昇／著 ダイアモンド社 1,600円
- 10 「なぜか売れる」の公式 ■理央周／著 日本経済新聞社出版 1,400円

今月の一冊



コミック版 ザ・ゴール

エリヤフ・ゴールドラット 著 ダイアモンド社 1,200円（本体価格）

本書の原書が発売された当初、実践しただけで在庫が減り、納期の遅れがなくなり、業績が大幅に改善した企業が続出しました。本書はそのベストセラーを、舞台設定を日本企業に置き換えて、エッセンスをコンパクトにマンガ化したものです。ストーリーを楽しみながら、マネジメント理論がわかる一冊です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章 平井 幸光 渡邊 隆行

税務調査の立ち会い顛末記（番外編②）

平成26年分の所得税確定申告の受付が2月16日から始まります。昨年は2月に大雪、9月に御嶽山が噴火、11月には長野県 神城断層地震と災害が多い年でした。被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

そこで今回は、災害等により損害を受けた方々が受けることができる所得税の減免措置について説明いたします。

1. 制度の概要

集中豪雨や台風などの自然災害、害虫による災害や盗難などで損害を受けた場合、所得税の減免措置として、雑損控除と災害減免法があります。

雑損控除は所得控除（所得金額を減らす方法）であるのに対し、災害減免法は税額控除（税額を減額する方法）であり、控除の方法がまったく異なります。したがって、どちらが有利か検討する必要があります。

2. 適用対象者（所得による制限）

所得金額によっては選択できない制度があります。

(1) 雑損控除の場合

年間の所得金額に制限はありません。

(2) 災害減免法の場合

その年の所得金額の合計額が1000万円以下の人に限られます。

3. 対象となる損害の原因

災害減免法は災害による損害だけが対象であり、雑損控除は災害以外でも控除できる場合があります。

(1) 雑損控除の場合

- ・震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
- ・火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- ・害虫などの生物による異常な災害
- ・盗難、横領（なお、詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません）

(2) 災害減免法の場合

災害によって受けた住宅や家財の損害金額（保険金などにより補てんされる金額を除きます。）がその時価の2分の1以上の場合

4. 控除金額の計算

(1) 雑損控除による所得控除額の計算方法

雑損控除として控除できる金額は、次の①または②のいずれか多いほうです。

① 差引損失額－総所得金額等×10%

② 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

注1) 差引損失額＝損害金額＋災害関連支出の金額－保険金等により補てんされる金額

注2) 「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額です

注3) 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額などです

注4) 「保険金などにより補てんされる金額」とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額です

(2) 災害減免法による所得税の免除・軽減税額の計算方法

災害減免法による所得税の免除・軽減額は、下記のように所得金額によって決まります。

所得金額が500万円以下の場合………所得税額的全額

所得金額が500万円を超え750万円以下の場合…所得税額の2分の1

所得金額が750万円を超え1000万円以下の場合…所得税額の4分の1

5. 雑損控除の所得控除額の繰越

雑損控除において、損失額が大きくその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後（3年間が限度）に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。なお災害減免法は、その年の所得税だけを軽減・免除する制度です。

年間の所得金額が500万円以下の人で、損失額がその年の所得金額を上回っている場合は、雑損控除と災害減免法のいずれを選択しても、所得税が“0円”となりますので、災害が発生した年分はどちらを選択しても同じ結果となります。しかし雑損控除による所得控除額は、その年の所得金額を超えて1年で控除できない場合は、所得控除額の繰り越しができるので、翌年の所得税も軽減できる雑損控除を選択したほうが有利となります。

6. 適用を受けるための手続

(1) 雑損控除の場合

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示することが必要となります。

(2) 災害減免法の場合

災害減免法の適用を受けるためには、確定申告書に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、原則として確定申告期限内に、納税地の所轄税務署長に確定申告書を提出することが必要となります。

平成26年11月22日に発生した長野県北部地震で被災された方は所得税法に定める雑損控除又は災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で所得税の軽減・免除が受けられます。また東日本大震災で被災された方にはこの他に特別な措置が設けられております。

詳細につきましては、最寄りの税務署や関与税理士等にご確認ください。

平成26年分

確定申告

申告書の作成は
国税庁ホームページが
おすすめ

確定申告 検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2 ネットを使って
e-Taxへ送信
印刷して送付

申告と納税

所得税および復興特別所得税 給与税	消費税および地方消費税 （個人事業者）
平成27年 3月16日（月）まで	平成27年 3月31日（火）まで

平成25年分から平成26年分まで、復興特別所得税（原則として平成26年の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。
確定申告書の作成にあたっては、「国税庁ホームページ」の記載事項の旨に留意してください。

確定申告書の提出はお早めに

- ★確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合がございます。
- ★国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して税務署へ送付・e-Taxで送信（事前準備が必要）のいずれかでご提出ください。

【お問い合わせ】 長野税務署

〒380-8612 長野市西後町608番地の2
TEL026-234-0111（自動音声案内）

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キヨカス)



傳田清一社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

平成27年度より3年間、日本年金機構と国税庁が連携した 厚生年金加入指導が集中実施へ

近年、厚生労働省は国民年金の保険料収納対策の推進と併せ、厚生年金保険の適用促進を積極的に進めていますが、平成27年度予算案の中で、新年度に実施が予定される措置について発表しました。

そもそも平成25年度末時点において、厚生年金保険の適用事業所数は180万事業所存在しますが、これに対し、適用調査対象事業所数は実に35.7万事業所に上っています。こうした事業所に対する厚生年金保険の加入指導等の集中的な取組として平成27年度においては101.6億円（平成26年度：99.9億円）の予算が措置されています。

具体的には、法人登記簿情報の活用により把握した適用調査対象事業所に対する加入指導等に集中的に取り組むとしていますが、中でも国税庁から源泉徴収義務者として国税庁から情報提供された事業所は、給与支給のある者を雇用している事業所であり、厚生年金を適用すべき可能性が高いため、日本年金機構職員による対応を基本として、平成27年度より3年間で集中的に加入指導等に取り組むこととなっています。以下に具体的対策を揭示しお知らせいたします。

1. 国民年金の保険料収納対策の推進

(1) 督促の促進及び強制徴収体制の強化

・高所得であり長期間保険料を滞納している者を対象に強制徴収を徹底

保険料滞納者に対しては、所得などによって一定の基準を設け、その範囲の者には必ず督促する取組を進めながら段階的に拡大を図ることとしている。今後は、平成30年度を目途に、免除等に該当する者及び免除等に該当する可能性のある低所得者を除いたすべての滞納者への督促を目指す。

平成27年度においては、控除後所得400万円以上かつ未納月数7月以上のすべての滞納者に督促を実施する（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差し押さえ等の手続きに入る）。

(2) 確実かつ効率的な収納体制の強化

・市場化テスト事業の改善

保険料滞納者に対する納付督促や保険料収納業務等については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、市場化テスト事業として包括的に民間事業者へ委託している。

この市場化テスト事業においては、電話や文書、戸別訪問等により納付督促を行っているが、滞納者が多く、収納対策を強化する必要がある地域において、滞納者の特性に合わせて適切かつ効果的に督促を行うことのできる戸別訪問の強化を図るため、戸別訪問員の配置を見直す。

・納めやすい環境の整備

保険料の口座振替やクレジットカードによる納付を推進するため、これらの納付方法による納付を希望する場合の申出手続きを、インターネットから行うことができる仕組みの構築を進める。

・金融機関の協力による口座振替の募集の実施

金融機関窓口等において、保険料を納付書で納める被保険者に対し、口座振替の利用を案内し、被保険者から口座振替の申出書を受理した場合に手数料を支払う事業を、協力が得られる一部の金融機関においてモデル的に実施する。

2. 厚生年金保険の適用促進対策

・適用調査対象事業所に対する加入指導等の集中的な取組

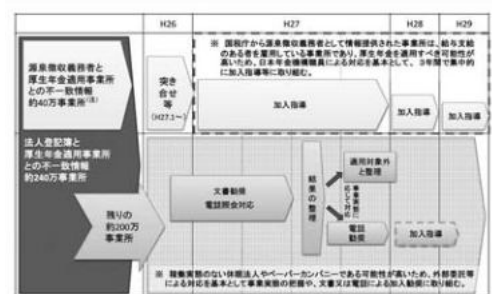
法人登記簿情報の活用により把握した適用調査対象事業所に対する加入指導等（※）に、集中的に取り組む。

特に、国税庁からの情報提供により稼働実態が確認された適用調査対象事業所については、日本年金機構職員による対応を基本として、3年間で集中的に加入指導等に取り組む。

（※）民間事業者の活用を含め、適用調査対象事業所の調査等を通じて厚生年金に加入すべき事業所であるかを把握し、把握した事業所に対しては加入勧奨や加入指導を順次実施。

このように省庁が連携した対応を取ることで、来年度は年金事務所による各種調査等が増加することになりそうです。

厚生年金保険の適用促進策について



（注）このほか、日本年金機構において既に把握している適用調査対象事業所の約35万事業所あり。

経営者の 成長指南

自立のスキル



人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所
代表 浪 宏友

業務を遂行するためにはスキルが必要です。担当する業務を遂行するために必ず必要となる専門性の高いハードスキルと、どんな業種・業態でも、どんな仕事に就いていても、またどんな職階にあっても必ず必要となるソフトスキルがあります。

ソフトスキルの中でも、特に身につけておきたいスキルが、対人関係、職務遂行、組織活動のスキルです。

しかし、これらのスキルがあっても本人がしっかりしていなければなんにもなりません。そこで、スキル全体の基礎となる自立のスキルが必要になります。自立といっても経済的な自立のことではありません。一人の人間としての自立であり社会人としての自立です。

自立のスキルの根幹は、自主と自律です。

自主とは、ものごとを自分で認識し、自分で考

え、自分で判断し、自分で決断し、自分で実行し、そのすべての責任を自分で担う、そういうことができるスキルです。主体性が確立していることと言っていいでしょう。

自律とは、人間としての規範、人間関係上の規範、社会生活上の規範を尊重しながら生活し仕事をすることができるスキルです。自分を正しく律することができるスキルと言っていいでしょう。

自立のスキルを平たく言えば、自分のすべきことをして、してはならないことはしないスキルです。また、自分の幸せと共に、自分と接する人々の幸せ、世間の人々の幸せを考えるスキルです。自分を大切にする人は、他の人も大切にしないではいられないのです。

自立のスキルが具わっている人こそ、一人前の人間、一人前の大人であると言えるでしょう。

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagosh@f8.dion.ne.jp

企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 竹内 信太郎

第47回 純資産の会計処理について

中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小要領」といいます）では純資産の会計処理について次のように定められています。

13. 純資産

- (1) 純資産とは、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額をいう。
- (2) 純資産のうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成される。

貸借対照表

資産	負債
	純資産
	株主資本
	その他の項目
	資本金
	資本剰余金
	利益剰余金
	その他の項目

中小要領の記載内容を図示すると、上記のようになります。本年度の連載では様々な種類の資産及び負債について解説してきましたが、純資産は、それら資産の合計額から負債の合計額を控除した額とされています。

また、株主資本は資本金、資本剰余金及び利益剰余金等から構成されており、それぞれの内容は以下①～③の通りです。中小企業の場合は純資産＝株主資本となる場合が大半ですが、あくまでも両者は別の概念であるため、中小要領でも用語を使い分けています。（本稿では詳細な説明は割愛しますが、上場企業等では純資産と株主資本が一致しない場合が大半です）

① 資本金及び資本剰余金

原則として、株主から会社に払い込まれた金額が計上されます。なお、資本剰余金は、「資本準備金」と「その他資本剰余金」に区分されます。

会社法の規定上、設立又は株式の発行に際して株主から会社に払い込まれた金額は、基本的には資本金に計上するのですが、払込金額

の2分の1までは資本金ではなく資本準備金に計上することができるとされています（会社法第445条1項～3項）。

その他資本剰余金は、自己株式の処分差益が発生した場合などに計上されます。

② 利益剰余金

原則として、各期の利益の累計額から株主への配当等を控除した金額として表されます。利益剰余金もまた「利益準備金」と「その他利益剰余金」に区分され、更にその他利益剰余金は「任意積立金」と「繰越利益剰余金」に区分されます。

利益準備金は、配当を行った場合に会社法の規定に基づき計上されるもの（会社法第445条4項）、任意積立金は、株主総会の決議によって設定するもの（会社法第452条）です。利益剰余金の総額から、利益準備金と任意積立金を控除した残額が、繰越利益剰余金となります。

③ その他の項目

主なものとして、自己株式が挙げられます。期末に自己株式を保有している場合は、株主資本の項目の末尾で株主資本のマイナス項目として表示します。

前述のとおり、純資産は、資産及び負債と異なり、何らかの処理・取引を行うにあたって会社法の規定を考慮する必要性が高い領域です。この背景には、中小要領等の会計基準は配当の規制（分配可能額の算出）を直接の目的としておらず、純資産の各項目の計上額を算定する詳細な定めがないのに対し、会社法は株主及び債権者の保護を目的として配当の規制をすることを重要視しており、条文中で詳細な規定を設けているため、結果的に会計処理が会社法の規定に従うことになるという点が挙げられます。例えば、利益準備金に関する、前述の要計上額の定め（会社法第445条）や、株主への分配可能額の算出時に控除する必要があるという規定（会社法第446条1号）なども、こういった会社法の目的に基づいて設定されたものです。

純資産項目を増減させる処理を実施する場合は、気付かないうちに会社法に違反した処理を実施していた、会社法で定める分配可能額を超過した額の配当を実施していた、などといったことが無いよう、注意しておくことが望まれます。



ゴルフトホホの日記

それでも私は90台をめざします

～ゴルフ未経験の方、ゴルフはもうやめてしまったという方も一緒にプレーしませんか？～

第11回 ▶▶▶ 90台のスコアより大事なもの

ある社長さんより「90台を目指してゴルフを頑張っているようだね。技術的なことは何とも言えないけど、マナーと一緒に磨くと人間性の向上につながるよ。スコアアップも大事だけど、もっと大事なものがマナーと言われている。しっかりマスターしていけば、みんなが楽しいラウンドになって「また一緒にやりましょう」と声がかかるし、あなたの立派な人間形成につながっていくよ」と心にしみる温かい言葉をかけていただきました。

改めてマナーやエチケット集を見ると、「他のプレーヤーへの心配り」「規則を守る」「誠実さ」「礼儀正しさ」「スポーツマンシップ」などの言葉が連なり、これこそゴルフの精神につながるとつづってあります。

わが身を思い起こせばミスショットのあとのしかめっ面、クラブを叩き付ける、などは日常茶飯事。完全にゴルフ精神に反しています。

あまつさえ、不用意なひと言に指摘を受けたことも。A社長のワゴンに「ナイスショット」と言った直後、B社長から「あれはシングルのA社長にとってはナイスじゃないぞ。ダツファーの俺たちにとっては

超ナイスショットだけだな」と。難しいと思いましたが、それだけ奥が深いスポーツってことですね。

余談ですが、この直後、「ところでダツファーとは？」と質問すると「いつもダフってばかりの関さんのことだよ。『ダフ』は英語で『土ごと打つ』という意味。何度もダフをする人がダツファー」「つまり下手なゴルファーってことですね…」

A社長はフォローを入れてくれました。「恥ずかしさのあまり、穴があったら入りたい、だからダフって穴を掘るんだよね、関さん」。一流プレーヤーのジョークは機知に富んでいて、楽しいラウンドになりますね。

冬場のうちにぜひマナー、エチケット面も勉強して、来るべきシーズンで楽しいラウンドができるよう備えていきたいと思っています。

※「こんな下手でも奮闘しています」という内容で一年間お届けしております。

【文責:事務局 関】



情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

ストレスや疲れ、溜まってませんか?

「癒やし」と「ストレス緩和」を融合させたサービスで、心身ともに「ゆったりリラックス」!

- 顎ほぐし “小顔効果”があり、今までほぐれなかったコリも解消!
- 産後ケア 骨盤を整え、産後の不調を和らげます。妊婦さんも安心です。

高齢者(男女)の健康維持、老化防止にも最適です。



一般社団法人日本リラクゼーション業協会認定1級セラピスト



上高井郡高山村大字高井513-5 TEL:026-214-9742
営業時間/10:00~21:00(最終受付20:00) 定休日/月・木
<http://www2.hp-ez.com/hp/yuta-rela9/page1>

長野法人会
会員限定!
20分無料
体験サービス

メンドクサイから超便利に!!

超実践型 【1日集中】 エクセルセミナー

★実務直結のスキルを、最も速く、安価に習得できます!

★オンライン動画で何度も復習できる
安心サポート! (追加費用はありません)

毎日のムダな作業時間が激減!

業務改善、経費削減に
つながるエクセル活用の
真髓をお教えします。

資格取得目的とは全く
違う、実務活用中心の
エクセルセミナーです。

<http://jg-rider.com/excel/>



情報技術ライダー合同会社

長野市稲里町中央3-21-8-101

☎026-214-6044



ビジネスインフォメーション

Business Information

貴社の広告をビジネスサポートながのに
掲載しませんか?

無料
(法人会未加入
企業は有料)

掲載例



ビジネスサポートながのでは
情報提供企業を

無料で 毎月3社
(法人会未加入企業は有料)

掲載しています。

ビジネスサポートながのに掲載した情
報は、随時長野法人会ホームページ
でもご覧いただけます。

(<http://www.naganohoujinkai.or.jp>)

発行データ

発行部数: 5,500部 (毎月1日)

発行エリア: 2市3町2村

(長野市・須坂市・信濃町・飯綱町・
小布施町・小川村・高山村)

掲載料: 6,000円

(長野法人会会員企業は無料)

あなたのビジネスチャンスにご活用ください!!

企業経営をトータルサポートする
一般社団法人
長野法人会

〒380-0904 長野市七瀬中町276 会議所ビル3階
TEL:026-227-0011 FAX:026-224-2655
URL: <http://www.naganohoujinkai.or.jp>
E-mail: info@naganohoujinkai.or.jp

Tea Room



- 兵庫県高砂市の鹿嶋神社では、冬に柏餅
- が売れているようだ。柏葉は新葉が出るま
- で、葉が「落ちない」ため、合格祈願の縁起
- 物として冬物になったのだとか。一方長野の
- とある大学の購買では「単位」という文字
- の焼印が押された饅頭がたいへん売れてい
- るという。「単位」が買えます」という売り
- 文句で。どちらも柔軟な発想でヒットした
- 例だ。

最後になったが、試験を
控えた学生の皆さん、体に
気をつけて!

広報委員 小林 直之

